



島根県報

平成22年10月22日（金）

号外 第 170 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例	（総 務 課）	5
島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	（青少年家庭課）	15
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例	（水 産 課）	16
島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例	（ ” ）	17
島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例	（雇 用 政 策 課）	18

公布された条例等のあらまし

◇島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例（条例第30号）

1 条例の概要

(1) 島根県立自然公園条例の一部改正

ア 条例の目的として、生物の多様性の確保に寄与することを追加することとした。（第1条関係）

イ 知事は、公園計画を決定したときは、その公園計画を一般の閲覧に供しなければならないこととする事とした。（第6条関係）

ウ 公園事業の執行の承認を受けた者（当該承認を受けた市町村をいう。以下同じ。）又は認可を受けた者（市町村以外の者で当該認可を受けたものをいう。以下同じ。）は、公園施設の規模等を変更しようとするときは、知事の承認又は認可を受けなければならないこととする事とした。（第7条第6項関係）

エ 公園事業の執行の承認又は認可を受けた者は、規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととする事とした。（第7条第9項関係）

オ 公園事業の執行の認可又はウの認可には、条件を付することができる事とする事とした。（第7条第10項関係）

カ 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業の執行の認可を受けた者に対し、当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる事とする事とした。（第7条の2関係）

キ 公園事業の執行の承認又は認可を受けた者は、その公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならないこととする事とした。（第7条の4関係）

ク 公園事業の執行の承認又は認可が失効したときは、当該承認又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならないこととする事とした。（第7条の5第2項関係）

ケ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者が、ウ、エ若しくはキに違反したとき、オの条件に違反したとき、カの命令に違反したとき、又は不正の手段により公園事業の執行の認可若しくはウの認可を受けたときは、当該公園事業の執行の認可を取り消すことができる事とする事とした。（第7条の5第3項関係）

コ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、当該認可が失効した場合又は当該認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、原状回復等の措置を命ずることができる事とする事とした。（第7条の6第1項関係）

サ コの措置を命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該措置を自ら行うことができる事とする事とした。（第7条の6第2項関係）

シ 知事は、公園事業の執行の認可を受けた者に対し、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又は職員に立入検査させ、若しくは関係者に質問させることができる事とする事とした。（第7条の7関係）

ス 県立自然公園の特別地域において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとした。（第11条関係）

セ コの命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした。（第33条関係）

ソ 公園事業の執行の認可を受けた者でウに違反したもの又はオの条件に違反したものは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした。（第34条関係）

タ カの命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処することとした。（第35条関係）

チ シによる報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問

に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、30万円以下の罰金に処することとした。（第36条関係）
ツ エ、キ又はクに違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（公園事業の執行の認可を受けた者に限る。）は、5万円以下の過料に処することとした。（第38条関係）

テ その他規定の整備

(2) 島根県自然環境保全条例の一部改正

ア この条例の目的を、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することとする事とした。

（第1条関係）

イ 知事は、保全計画を決定したときは、その保全計画を一般の閲覧に供しなければならないこととする事とした。（第17条関係）

ウ 自然環境保全地域の特別地区において知事の許可を要する行為として、知事が指定する区域内における木竹の損傷及び知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等を追加することとした。（第19条関係）

エ 知事の許可を受けることなく特別地区内において行った建築物その他の工作物の新築等の行為の中止命令等に違反した者の罰金の最高額を100万円に引き上げることとした。（第30条関係）

オ 知事の許可を受けることなく特別地区内において建築物その他の工作物の新築等の行為を行った者、自然環境保全地域の普通地区内におけるその規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築等の行為の禁止の処分に違反した者等の罰金の最高額を50万円に引き上げることとした。（第31条・第32条関係）

カ 普通地区内におけるその規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物の新築等の行為の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等の罰金の最高額を30万円に引き上げることとした。（第33条関係）

キ 引用する条項の整理

ク その他規定の整備

(3) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

島根県立自然公園条例に基づく事務のうち、次の事務を松江市、浜田市、出雲市、益田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、斐川町、美郷町、邑南町及び津和野町に権限移譲することとした。（第2条の表第6号関係）

ア 特別地域のうち知事が指定する区域内における木竹の損傷の許可

イ 特別地域のうち知事が指定する区域が本来の生息地等でない動植物で知事が指定するものの当該区域内における放出等の許可

(4) 島根県風致地区条例の一部改正

自然公園法の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)のキ及び(4)については、公布の日から施行することとした。

◇島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

1 条例の概要

保育所型認定こども園について、他の種類の認定こども園と同様に満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部から搬入する方法により行うことができることとする事とした。（第11条関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

市町村を通じて新規自営漁業者定着支援資金の貸付けを受ける者の漁労技術習得研修終了時における年齢要件の改正（第2条関係）

改正前	改正後
40歳未満	50歳未満

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例（条例第33号）

1 条例の概要

離島地域における漁業の再生を支援するための国の交付金の交付条件が変更され、基金の設置を要しなくなったことから、島根県離島水産業活性化基金条例を廃止することとした。

2 施行期日

平成22年12月1日から施行することとした。

◇島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

(1) 高等技術校の設置（第2条関係）

名 称	位 置
島根県立東部高等技術校	出雲市
島根県立西部高等技術校	益田市

(2) 島根県立松江高等技術校、島根県立出雲高等技術校、島根県立浜田高等技術校及び島根県立益田高等技術校の廃止（第2条関係）

(3) 島根県立東部高等技術校の寄宿舍使用料を月額7,000円とすることとした。（第3条関係）

(4) その他規定の整理

2 施行期日

1の(1)については平成22年11月1日から、1の(2)（島根県立松江高等技術校、島根県立浜田高等技術校及び島根県立益田高等技術校に係る部分に限る。）、(3)及び(4)については平成23年4月1日から、1の(2)（島根県立出雲高等技術校に係る部分に限る。）については平成24年4月1日から施行することとした。

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 30 号

島根県立自然公園条例等の一部を改正する条例

(島根県立自然公園条例の一部改正)

第 1 条 島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章 公園計画及び公園事業（第 6 条－第10条）」を
「第 3 章
第 4 章

公園計画（第 6 条）
に、「第 4 章」を「第 5 章」に、「第 5
公園事業（第 6 条の 2－第10条）」
章」を「第 6 章」に、「第 6 章」を「第 7 章」に、「第 7 章」を「第 8 章」
に、「第 8 章」を「第 9 章」に、「第37条」を「第38条」に改める。

第 1 条中「図り、もって」を「図ることにより、」に改め、「資する」の次に「とともに、生物の多様性の確保に寄与する」を加える。

第 2 条第 2 号中「施設」を「事業」に改め、同条第 3 号中「知事が」を「規則で」に改める。

第 3 条中「あたって」を「当たって」に改める。

「第 3 章 公園計画及び公園事業」を「第 3 章 公園計画」に改める。

第 6 条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第 1 項を次のように改める。

公園計画は、知事が関係市町村及び審議会の意見を聴いて決定する。

第 6 条第 2 項中「又は公園事業」を削り、「公示しなければ」を「公示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同条第 3 項中「及び公園事業」を削る。

第33条中「第14条第 1 項」を「第 7 条の 6 第 1 項又は第14条第 1 項」に改める。

第34条第 2 号中「付せられた」を「付された」に改め、同号を同条第 4 号と

し、同条第 1 号を同条第 3 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

(1) 第 7 条第 6 項の規定に違反して、同条第 4 項各号に掲げる事項を変更した者（同条第 3 項の認可を受けた者に限る。）

(2) 第 7 条第 10 項の規定により認可に付された条件に違反した者

第 35 条中「第 13 条第 2 項」を「第 7 条の 2、第 13 条第 2 項」に改める。

第 36 条中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号中「よる」を「違反して、」に改め、同号を同条第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 第 7 条の 7 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第 37 条の次に次の 1 条を加える。

第 38 条 第 7 条第 9 項、第 7 条の 4 又は第 7 条の 5 第 2 項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者（第 7 条第 3 項の認可を受けた者に限る。）は、5 万円以下の過料に処する。

第 8 章を第 9 章とする。

第 30 条第 1 項中「関係職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ」を「立ち入り」に改め、同条第 2 項中「関係職員をして」を「その職員に」に改め、同条第 3 項中「関係職員」を「職員」に改め、同条第 4 項中「関係職員」を「職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第 31 条第 1 項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第 2 項中「関係職員」を「職員」に改める。

第 7 章を第 8 章とし、第 6 章を第 7 章とし、第 5 章を第 6 章とする。

第 11 条第 4 項ただし書を次のように改める。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第 3 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものは、この限りでない。

第 11 条第 4 項中第 13 号を第 16 号とし、第 12 号を第 15 号とし、第 11 号を第 14 号

とし、同項第10号中「（以下この号において「指定動物」という。）」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第11条第4項第9号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第11条第4項第8号中「開墾し」の次に「、」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第11条第5項を次のように改める。

- 5 前項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第11条第7項中「木竹を植栽し、又は家畜を放牧しよう」と「木竹の植栽又は家畜の放牧（第4項第11号又は第13号に掲げる行為に該当するものを除く。）をしよう」に改め、同条第8項第3号中「知事が」を「規則で」に改める。

第13条第1項各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、同項第1号中「知事が」を「規則で」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第4項中「必要があるとき」の次に「、」を加え、同条第6項中「について、当該

公園」を削り、同条第 7 項第 3 号中「知事が」を「規則で」に改め、同項第 4 号中「すでに」を「既に」に改める。

第 14 条第 1 項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第 2 項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第 3 項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第 15 条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第 2 項中「関係職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は」を「立ち入り、」に改め、同条第 3 項中「に規定する関係職員」を「の規定による立入検査又は立入調査をする職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第 17 条第 3 項中「関係職員」を「職員」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第 4 章を第 5 章とする。

第 6 条の次に次の章名及び 1 条を加える。

第 4 章 公園事業

(公園事業の決定)

第 6 条の 2 公園事業は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を公示しなければならない。

3 前 2 項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第 7 条第 2 項中「市町村は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第 3 項中「者は」の次に「、規則で定めるところにより」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 前 2 項の承認又は認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第 2 条第 3 号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

- (3) 公園施設の位置
- (4) 公園施設の規模
- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第 7 条に次の 6 項を加える。

- 5 前項の申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第 2 項の承認又は第 3 項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第 4 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市町村にあっては知事の承認を受けなければならない、市町村以外の者にあっては知事の認可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の承認又は認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第 5 項の規定は、前項の申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第 6 項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第 3 項又は第 6 項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第 7 条の次に次の 6 条を加える。

（改善命令）

第 7 条の 2 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第 3 項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第 7 条の 3 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除

く。)又は分割(その公園事業の全部を承継させるものに限る。)をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人(以下この項において「合併法人等」という。)が知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。)がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

(公園事業の休廃止)

第7条の4 公園事業者は、その公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

(認可の失効及び取消し等)

第7条の5 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条第2項の承認又は同条第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第7条第2項の承認又は同条第3項の認可が失効したときは、当該承認又は認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第 7 条第 3 項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

- (1) 第 7 条第 6 項若しくは第 9 項又は前条の規定に違反したとき。
- (2) 第 7 条第 10 項の規定により同条第 3 項又は第 6 項の認可に付された条件に違反したとき。
- (3) 第 7 条の 2 の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第 7 条第 3 項又は第 6 項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第 7 条の 6 知事は、第 7 条第 3 項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなく、当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(報告徴収及び立入検査)

第 7 条の 7 知事は、第 7 条第 3 項の認可を受けた者に対し、この章の規定の

施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10条中「前 3 条」を「第 7 条から前条まで」に改め、「前 2 条の規定は、」の次に「公園事業のうち」を加える。

(島根県自然環境保全条例の一部改正)

第 2 条 島根県自然環境保全条例（昭和48年島根県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「区域等の」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第12条第 1 項中「第 7 条第 4 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

第16条第 2 項中「施設」を「事業」に改め、同条第 5 項中「あったとき」の次に「、」を加え、同条第 6 項中「及び」の次に「その」を加え、同条第 8 項中「解除及び」の次に「その」を加える。

第17条第 1 項及び第 2 項第 4 号中「施設」を「事業」に改め、同条第 3 項中「公告し」の次に「、かつ、その保全計画を一般の閲覧に供し」を加え、同条第 4 項中「前条第 3 項」を「同条第 3 項」に改める。

第19条第 4 項ただし書中「第 7 号」を「第10号」に改め、「若しくは第 2 項」の次に「若しくは第25条の 2 第 1 項若しくは第 2 項」を加え、「又は」を「、」に改め、「行うもの」の次に「又は第 7 号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第 8 号を第11号とし、第 7 号を第10号とし、第 6 号の次に次の 3 号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、

当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして
知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

- (9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、
当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして
知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合にお
ける当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第19条第 4 項に次の 1 号を加える。

- (12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を
及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第19条第 8 項を次のように改める。

- 8 第 4 項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時に
おいて既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日か
ら起算して 6 月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をするこ
とができる。

第21条第 1 項第 1 号中「こえる」を「超える」に改め、同条第 3 項中「必要
があるとき」の次に「、」を加える。

第22条第 1 項中「及び」を「若しくは」に、「付せられた」を「付された」
に改める。

第23条第 1 項中「者又は」を「者若しくは」に改める。

第26条第 1 項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第 4 項中「当該
職員」を「職員」に改める。

第29条中「規則で」を「知事が」に改める。

第30条中「50万円」を「100万円」に改める。

第31条中「30万円」を「50万円」に改め、同条第 2 号中「付せられた」を
「付された」に改める。

第32条中「30万円」を「50万円」に改める。

第33条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第 3 号中「又は忌避」を「若
しくは忌避」に改める。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第 3 条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 6 号左欄の(3)中「第 3 号、第 4 号及び第 7 号」を「第 4 号、第 5 号及び第 8 号」に、「同項第 8 号」を「同項第 9 号」に改める。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第 4 条 島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第34号中「公園事業」の次に「若しくは生態系維持回復事業」を加え、「県立自然公園のこれに相当する事業」を「島根県立自然公園条例（昭和36年島根県条例第11号）による公園事業」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中島根県自然環境保全条例第12条第 1 項の改正規定及び第 4 条の規定並びに附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(島根県立自然公園条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の島根県立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第 7 条第 9 項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する変更をした者について適用する。

3 新自然公園条例第 7 条の 6 の規定は、施行日以後に新自然公園条例第 7 条第 3 項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該認可を取り消された者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(規則への委任)

5 前 3 項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 31 号

島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

島根県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年島根県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第11条第 6 項を次のように改める。

- 6 認定こども園における当該認定こども園の子どもに対する食事の提供は、当該認定こども園内において調理する方法により行うこととする。ただし、満 3 歳以上の子どもに対する食事の提供については、認定こども園において調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えることその他規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外において調理し、搬入する方法により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 32 号

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表新規自営漁業者定着支援資金の項中「40歳」を「50歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 33 号

島根県離島水産業活性化基金条例を廃止する条例

島根県離島水産業活性化基金条例（平成17年島根県条例第27号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 22 年 10 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第 34 号

島根県立高等技術校条例の一部を改正する条例

第 1 条 島根県立高等技術校条例（昭和44年島根県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立出雲高等技術校の項の次に次のように加える。

島根県立東部高等技術校	出雲市
-------------	-----

第 2 条の表に次のように加える。

島根県立西部高等技術校	益田市
-------------	-----

第 2 条 島根県立高等技術校条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立松江高等技術校の項、島根県立浜田高等技術校の項及び島根県立益田高等技術校の項を削る。

第 3 条第 2 項及び第 3 項中「（規則で定めるものを除く。）」を削り、同条第 4 項を次のように改める。

4 島根県立出雲高等技術校寄宿舍又は島根県立東部高等技術校寄宿舍を使用する者は、寄宿舍使用料として月額7,000円を納付しなければならない。

第 3 条 島根県立高等技術校条例の一部を次のように改正する。

第 2 条の表島根県立出雲高等技術校の項を削る。

第 3 条第 4 項中「島根県立出雲高等技術校寄宿舍又は」を削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成22年11月 1 日から、第 2 条の規定は平成23年 4 月 1 日から、第 3 条の規定は平成24年 4 月 1 日から施行する。